

背高車両委員会とは

平成16年3月「高さ指定道路」が施行され、それまでの「背高海上コンテナ通行指定経路」が廃止になりました。そのため、高さの一般的車両制限3.8mを超え4.1mまでについては、「高さ指定道路」を通行できることとなりました。

「高さ指定道路」の追加指定については、ニーズのある道路について要望を求め、道路管理者が道路の構造の保全および交通の危険防止上支障がないと認められる道路について指定を行うこととなったため、関係団体は追加指定要望の一括取りまとめ業務を行うことを目的として「背高車両委員会」を設置いたしました。

背高車両委員会では、下記の4団体を通じ事業者からのあらたな「高さ指定道路」の追加要望を取りまとめ、関係行政機関に要望を行っています。

背高国際海上コンテナの輸送・・・・・・・・・・(公社) 全日本トラック協会
車両の陸送（キャリアカー等）・・・・・・・・(一社) 日本陸送協会
貨物鉄道等の輸送・・・・・・・・・・・・・・日本貨物鉄道（株）
プレハブ住宅の部材等の輸送・・・・・・・・(一社) 住宅生産団体連合会

くわしくは、各団体にお問い合わせ下さい。